**非常災害対策計画に必要項目を追加する場合【土砂災害】**

**○避難の確保を図るための施設の整備の項目を追加**

**＜追加例＞**

（土砂災害に備えての準備品）

第○条　第○条の震災に係る準備品に加えて、土砂災害に備え次の品目を常に使用又は持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

**避難確保資器材一覧**

|  |
| --- |
| **備　蓄　品** |
| 情報収集・伝達 | ・テレビ　・ラジオ　・タブレット　・ファックス・携帯電話　・懐中電灯　・電池　・携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | ・名簿（従業員、利用者等）　・案内旗　・タブレット　・携帯電話・懐中電灯　・携帯用拡声器　・電池式照明器具　・電池　・携帯電話用バッテリー　・ライフジャケット　・蛍光塗料　・搬送具・カルテのバックアップデータ（紹介状・処方箋作成用）※医療施設等のみ |
| 施設内の一時避難 | ・水（１人あたり ○ ℓ）　・食料（１人あたり ○ 食分）　・寝具　・防寒具 |
| 衛生用品 | ・おむつ　・おしりふき　・タオル　・ウェットティッシュ・マスク　・ゴミ袋 |
| 医薬品 | ・常備薬　・消毒液　・包帯　・絆創膏 |
| その他 | ・ブルーシート　・発電機　・延長コード　・ポリバケツ |

○**土砂災害時に係る教育・訓練の項目を追加**

　**＜追加例＞**

（土砂災害対策に係る教育及び訓練）

第○条　施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

　（１）毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

　（２）毎年５月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

　（３）年間の教育及び訓練計画を毎年４月に作成する。